

(一般質問) 令和2年2月12日

くまもと民主連合 岩田 智子

1 県民に愛されるくまもとの農業

(1) 「稼げる」農業

質問 知事は、農業を県政の最重要分野に位置付け、取り組んでいるが、そこには、1番に「稼げる」農業がある。「稼げる」の意味について、「何か大量生産とか工業的なイメージがある。」との声もある。私は、消費者が望む安全、安心な農作物をつくるといった消費者目線の取り組みを初め、多くの内容が含まれていると思うが、「稼げる」の言葉の中にある知事の農業に対する思いを尋ねる。

答弁(知事) 農村に生まれ育ち、農業をこよなく愛している。多分、日本中の知事の中で、農業経験のあるのは私だけと思う。知事就任当時、農業を取り巻く厳しい環境に大変な危機感を覚え、熊本之宝である農業が、なりわいとして確立されねばならないとの強い思いから、稼げる農業を掲げ、その実現に向け、価格P、生産量Q、コストCの最適化を進め、意欲ある農業者の所得が最大化するよう全国に先駆けたさまざまな取り組みを進めてきた。ただ、稼げる農業は、消費者の信頼なくして成り立たず、生産される農産物が安全・安心で、環境にも配慮したものであることがとても重要である。そこで、安全・安心な農産物づくりに取り組んだ。農業が未来の世代に確実につながるよう、今後とも、安全・安心を大事にした稼げる農業を、私が先頭に立って推進してまいる。

(2) 地下水と土を育む農業

質問 豊かできれいな地下水や自然環境を守るのは次世代に今の環境を残すための重要なミッションである。県は平成27年の地下水と土を育む農業推進条例の施行にあわせ、本県之宝である地下水と土を育む農業の推進に関する計画を策定し、本県之宝である地下水と土を未来に引き継ぐとの目標を掲げ、さまざまな施策を進めている。県では、第2期計画の策定に向けて、昨年末、パブリックコメントを実施し、今後のさらなる充実に向けて取り組んでいくと思うが、アピールもまだまだ足りないと実感している。次年度から新たなる計画のもとで始まる第2期地下水と土を育む農業の今後の展開を農林水産部長に尋ねる。

答弁(農林水産部長) 第1期計画では、くまもとグリーン農業の生産宣言数や応援宣言数が目標を達成した一方、グリーン農業農産物の販売店舗数や堆肥の広域流通は目標を達成できなかった。第2期計画では、第1期の成果と課題を踏まえ、県民運動のさらなる展開、くまもとグリーン農業の高度化、良質な堆肥生産と利活用の促進、水田湛水の推進、の4点を中心に施策を展開していく。

2 性暴力・性犯罪被害防止と支援

質問 異性から無理やり性交された女性のうち、誰にも相談しない人は多く、表面化するのは氷山の一角であり、一人で悩む被害者、犯罪とはわからず罪を重ねる加害者が多い。2017年、110年ぶりに性犯罪に関する刑法が改正されたが、性犯罪から県民を守り、被害者を十分にケアするにはさまざまなハードルもある。被害者が責められるケース、2次被害も後を絶たない。そこで、①性犯罪被害防止、未成年者の被害防止の啓発、②性犯罪被害者の相談しやすい体制づくり、③被害者支援、④加害者への再犯指導の取り組みを警察本部長に、⑤性犯罪被害者支援の取り組みを環境生活部長に尋ねる。また、熊本地震当時、被害防止ポスター掲示を断られたり、男女共同参画の視点の必要性が理解されないとの課題もあった。全国の女性議員の集まりで、本県の男女共同参画の視点での発信は、全国に広がっているとの声があり、重要性を再認識した。そこで、⑥災害時の男女共同参画の視点からの取り組みも環境生活部長に尋ねる。

答弁(警察本部長) ①防犯カメラの設置促進、声かけ等の前兆事案への速やかな対応、早期検挙などの防止対策、児童生徒に対するインターネットを介する犯罪被害に遭わないための啓発、②性被害相談電話の運用、③被害者の初診料・処置費用等の公費負担制度の整備、くまもと被害者支援センターと連携しての検察庁への付き添い、裁判の代理傍聴等の支援、④必要に応じて出所後の継続的な所在確認、面談等、をそれぞれ実施している。

答弁(環境生活部長) ⑤支援センターでの女性相談員による24時間体制での相談対応のほか、病院や警察への付き添いなどの総合的な支援、犯罪被害者等支援に関する取組指針による全市町村への相談窓口の設置、広報活動等も進めている。来年

度、指針を見直し、支援の充実に努める。⑥熊本地震の際、熊本市と連携して注意喚起ポスターを作成し、全市町村へ避難所等での掲示を依頼した。また、就寝場所や女性専用スペースの巡回警備など、女性に配慮した避難所運営を文書で依頼した。熊本地震での経験を踏まえ、市町村向け避難所運営マニュアルに、男女別更衣室の確保や避難所運営への女性の参画等を新たに盛り込んだ。

3 若年の人工妊娠中絶、妊娠・出産

質問 本県は全国でも10代の中絶率が比較的高く、この傾向はずっと続いている。①10代での人工妊娠中絶の減少に向けた取り組みについて、健康福祉部長に尋ねる。次に10代の妊娠、出産について、家庭の経済状況他、若年妊娠を取り巻く現状は大変厳しいが、生まれた子供と親が負の連鎖に陥らないよう、伴走型の切れ目のない支援が必要である。国は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供を目的に、子育て世代包括支援センターの全国展開を進め、令和2年度末までの全市町村設置を目指している。②そこで、県内市町村でのセンターの設置状況、センターに対する県の認識と対応を健康福祉部長に尋ねる。

答弁（健康福祉部長） ①高校生を対象に、思春期講演会を実施した。また、思春期の性や妊娠、出産等の悩みなどに対応する専用相談窓口を女性相談センター内に設置し、県下全ての高校生に周知のためのカードも配付している。②県内でセンター設置は9市町村で、設置率は全国平均を大きく下回っている。県としてもセンターの役割は大変重要と考え、市町村に対し、意見交換会や研修会、先進事例の情報提供などを通じ、設置を働きかけてきた。今後、市町村長を交えた個別協議の実施など、働きかけを強化し、全市町村設置の早期実現に向け取り組んでまいらる。

4 幼児教育・保育の無償化

質問 令和元年10月1日からの幼児教育・保育の無償化後、2号認定子供では副食費も一部を除き実費となった。副食費の実費徴収は食育などの保育の質の低下を招く、保育現場が混乱しないか、との心配もある。また、今回、全ての認可外の施設も無償化の対象となったが、指導監督基準を満た

さない施設が全国に4割以上あり、質の悪い施設を温存することになる、との心配もある。①副食費に関して県内での問題の有無、②認可外施設の質を保つため、県として、市町村、施設にどんな指導をしているか健康福祉部長に尋ねる。

答弁（健康福祉部長） ①現在まで、大きな問題や混乱が生じているとの報告はない。②従来から、毎年、立入調査を行い、改善すべき事項は是正指導している。また、これまで調査は県のみであったが、無償化に合わせ、今年度から市町村に同行を依頼し、情報共有・連携して指導している。加えて、改善事項の指導徹底のため、来年度から新たに施設の巡回指導を行う専任指導員を配置する予算を今定例会に提案している。

5 給特法改正への対応

質問 働き方改革や教職員の長時間労働是正には、給特法の廃止や抜本的見直しが必要だと訴えてきたが、第200回臨時国会で、法改正法案が可決された。改正されたのは、主に第5条、第7条で、第7条は、文科省が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めるとされた。県は、昨年11月、学校における働き方改革推進プランのたたき台を公表し、その中で、今回の国の指針が示した在校等時間の上限と同様の方針を示したが、①上限方針策定の進捗状況と、実効性あるものとするための取り組みについて、教育長に尋ねる。次に、第5条は、休日のまとめ取りのための変形労働時間制の導入である。これは、現場の声を無視した形で国会で可決され、不安の声が出ている。このままの導入では、今よりも時間が長くなることもあり得、改悪だと思う。②変形労働時間制について現状と対応の方向性を教育長に尋ねる。

答弁（教育長） ①国の指針等を基本に、関係規定の整備や方針策定に向けた準備をしつつ、市町村教委に必要な情報提供、策定支援を行う。上限方針を実効性あるものとするため、働き方改革プランを本年夏頃に策定すべく、検討委員会で協議している。また、教員の負担軽減を進めるための予算を今定例会に提案している。②国において法施行に向け、関係省令や指針の制定等の作業中であり、今後、国が示す制度の詳細を踏まえ、制度導入の検討を進めてまいらる。